

鳥取市被災地ボランティア活動支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市被災地ボランティア活動支援事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、ボランティア団体等が災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の被災地（以下「被災地」という。）での支援活動のため被災地を訪問する際に使用する有料道路の利用料金の一部及び社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険の保険料（以下「ボランティア保険料」という。）を助成することにより、その団体等の支援活動を円滑に進めることを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、被災地で自主的に支援活動を行う鳥取市内に住所を有する2人以上のグループ、企業、団体等のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、個人による支援活動を除くものとする。

- (1) 市内に住所を有している者、企業、団体等であること。
- (2) 被災地に1日以上滞在して生活支援を伴う支援活動（物資輸送のみを目的とした支援活動を除く。）を行う者であること。

(助成金の額)

第4条 本助成金の額は、被災地を訪問する際に使用した有料道路の1往復に要した料金に2分の1を乗じて得た額及びボランティア保険料の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する本助成金の交付申請は、被災地におけるボランティア活動が終了した日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、被災地におけるボランティア活動が終了した日が3月1日から3月31日までの間にあった場合は、翌年度の4月30日まで申請できるものとする。

2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、様式第1号及び次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 災害ボランティアセンター等が発行するボランティア活動証明書
- (2) 有料道路の使用料金及びボランティア保険料の領収書

- (3) 支援活動実績が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(着手届及び実績報告書の提出)

第6条 本助成金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が定める場合及び規則第12条ただし書の規定する市長が指定する補助事業とし、規則第10条第1項の着手届及び規則第12条の実績報告書の提出を要しないものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、同年4月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。